

NPO 法人兵庫子ども支援団体
新型コロナウイルス感染症対策マニュアル
(第1版)

2020年5月23日

目次

はじめに	2
I コロナウイルス感染症を防ぐための注意事項	3
1 家庭での健康観察	
2 事業開始時の健康観察	
3 クラスターの発生リスクを下げるための3原則を守る環境づくり	
II 各活動における感染防止対策	4
1 学習支援 [かがやき]	
2 食育ひろば ひなた	
3 ビーンズテラス	
4 その他の活動（活動拠点を利用する場合）	
5 その他の活動（活動拠点を利用しない場合）	
III 新型コロナウイルス感染症患者発生時の対応について	7
IV 新型コロナウイルス感染症患者発生時及び濃厚接触者認定時の事業実施について	7

はじめに

4月7日に兵庫県など7都府県を対象に出された緊急事態宣言は5月21日に解除が発表された。外出自粛などの各種要請により、新規感染者数は日ごとに少なくなっているが、世界では第2波が到来しているところもあり、引き続き予断を許さない状況である。

そこで、現段階での留意すべき事項についてまとめ、各活動においては本マニュアルに沿った運営を行うこととする。

なお、この取扱いについては、当面の対応指針であり、日々状況が変化しているため、今後変更が生じる場合があるので、適宜、事務連絡等に基づき対応願いたい。

2020年5月23日

兵庫子ども支援団体

基本原則

1. 安全を最優先に考え、発熱・咳などの風邪症状がある参加者をはじめ、疑わしき事案については、原則として欠席とすることにより、参加者同士及びスタッフとの間での接触を避けること。
2. クラスターの発生リスクを下げるための3原則を遵守し、換気の悪い「密閉」空間、多くの人が「密集」、「密接」での会話や発生が同時に重なる場を徹底的に排除した環境づくりに努めること。
3. 感染者・濃厚接触者等に対する差別的言動がないように、参加者及びスタッフの人権に留意するとともに、個人情報の取り扱いにも留意すること。

I コロナウイルス感染症を防ぐための注意事項

1 家庭での健康観察

参加する時は毎回、体温を測り、発熱・咳など、風邪症状がある場合は、参加を控えていただくように保護者及び参加者に周知する。事業によっては、「健康観察表」又は「検温表」を作成し、参加時に毎回持ってきてもらい、健康状態についての情報を共有する。

2 事業開始時の健康確認

- ① 持参した健康観察表又は検温表を確認し、家庭で参加前に検温をしていない子どもに対しては、体温を測定する。その際、使用した体温計を1回毎に消毒する。
- ② 参加者の健康確認を行う。
- ③ 事業実施中、随時健康確認を行う。また、体調がよくない者については、適切に対応する。
※ スタッフについても、参加時は自宅で体温を測定し、感染症拡大防止の観点から、発熱・咳など、風邪症状がある場合には参加しないように要請する。

3 クラスターの発生リスクを下げるための3原則を守る環境づくり

① 基本的な感染症対策

石鹸での手洗い（来室時やトイレの後等）の徹底、咳エチケットなどの基本的な感染症対策を行う。

② 室内の換気・配席の工夫など

イ) 可能な限り窓は常時開けておくものとする。それが難しい場合は、休み時間は必ず換気する。その際、原則として2方向の窓を同時に開ける。また、エアコンを使用する際は、換気扇を作動させることとする。ただし、換気扇がない場合は、1時間に1度窓を開けて換気を行う。

ロ) 室内では、マスク若しくは代用品（ハンカチ、手ぬぐいなど）を着用することとする。

ハ) グループによる活動を行う場合は必ずマスクを着用する。

ニ) マスクの供給不足の状況を踏まえ、手作りマスクの作成・使用を積極的に行う。

③ 消毒液を使った清掃の実施

参加者やスタッフが利用する場所のうち、特に多くの者が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は実施前と後に消毒液（次亜塩素酸水など）を用いて清掃を行う。（各活動における消毒ポイントは次ページ参照）

II 各活動における感染防止対策

I 学習支援 [かがやき]

- ① 感染症発生時に接触者の割り出しを容易にするために、「入退室管理表」を作成し、毎回入室時に全員が記入する。
- ② 来室時には手洗いやアルコールを用いた消毒する。
- ③ 「検温表」を子どもに配布し、活動開始時にスタッフが確認を行う。スタッフも家庭で検温を行う。
- ④ 全員がマスク若しくは代用品（ハンカチ、手ぬぐいなど）を着用する。
- ⑤ 原則として、2方向の窓を同時に開けて換気を行う。エアコンを使用する際も数 cm 窓を開けて換気を行う。
- ⑥ 「密集」を避けるために、参加者同士やスタッフ同士が極端に近づかないように配席を工夫する。（ソーシャルディスタンスの確保）
- ⑦ グループワークの時間に共同で利用したものがある場合は、使用後速やかにそれらを次亜塩素酸水を染み込ませた布巾などで清掃する。（例：ボードゲーム）

【次亜塩素酸水を用いて清掃する箇所】

清掃（消毒）箇所	清掃のタイミング	清掃の方法
ドアノブ（玄関）	・ 活動開始前と終了時（2回）	次亜塩素酸水を染み込ませた布巾などを利用して拭く
ドアノブ （各部屋・トイレ）	・ 活動開始前と終了時（2回） ・ 可能ならば、休憩時間終了後	
机	・ 活動終了時	
手すり	・ 活動終了時	
窓（クレセント）	・ 活動終了時	
部屋スイッチ	・ 活動終了時	

2 食育ひろば ひなた

- ① 感染症発生時に接触者の割り出しを容易にするために、「参加者一覧表」を用いて参加者管理を行う。
- ② 来室時には手洗いやアルコールを用いた消毒をする。
- ③ 参加者及びスタッフには家庭で体温測定を行ってもらい、来室時にスタッフが体温測定の有無について尋ねる。体温を測ってきていない者に対しては、体温を測定する。その際、使用した体温計を1回毎に消毒する。
- ④ 感染拡大防止の観点より、調理に携わるのは「個人衛生管理表」で特に問題のなかった大人のみとし、当面の間は子どもが調理に携わらないようにする。
- ⑤ 参加者同士のソーシャルディスタンスを確保するために、喫食時に各テーブルにつけ

る人数は2人までとする。

- ⑥ 食事後の自由時間にグループになって遊ぶ場合はマスクを必ず着用する。
- ⑦ 子どもの帰宅後、使用した道具（遊び道具を含む）についてはアルコールなどを含ませたタオルやダスターなどで拭き消毒する。

【次亜塩素酸水を用いて清掃する箇所】

清掃（消毒）箇所	清掃のタイミング	
ドアノブ（入り口）	・ 活動開始前と終了時（2回）	次亜塩素酸水又はアルコールを染み込ませた布巾などを利用して拭く
ドアノブ（トイレ）	・ 活動開始前と終了時（2回） ・ 可能ならば、休憩時間終了後	
机・いす	・ 活動開始前と終了時（2回）	
部屋スイッチ	・ 活動終了時	

3 ビーンズテラス

- ① 感染症発生時に接触者の割り出しを容易にするために、「来室者記録」を用いて参加者管理を行う。
- ② 来室時には手洗い又はアルコールを用いた消毒をする。
- ③ 参加者及びスタッフには家庭で体温測定を行ってもらい、来室時にスタッフが体温測定の有無について尋ねる。体温を測ってきていない者に対しては、体温を測定する。その際、使用した体温計を1回毎に消毒する。
- ④ 学習時には1席分けることで参加者同士のソーシャルディスタンスを確保する。
- ⑤ 全員がマスク若しくは代用品（ハンカチ、手ぬぐいなど）を着用する。
- ⑥ 子どもの帰宅後、使用した道具（遊び道具を含む）についてはアルコールなどを含ませたタオルやダスターなどで拭き消毒する。

【次亜塩素酸水を用いて清掃する箇所】

清掃（消毒）箇所	清掃のタイミング	
ドアノブ（入り口）	・ 活動開始前と終了時（2回）	次亜塩素酸水を染み込ませた布巾などを利用して拭く
机・いす	・ 活動終了時	
スイッチ	・ 活動終了時	

4 その他の活動（活動拠点を利用する場合）

- ① 感染症発生時に接触者の割り出しを容易にするために、「入退室管理表」を作成し、毎回入室時に全員が記入する。
- ② 来室時には手洗いやアルコールを用いた消毒する。
- ③ 参加者及びスタッフには家庭で体温測定を行ってもらい、来室時にスタッフが体温測

定の有無について尋ねる。体温を測ってきていない者に対しては、体温を測定する。その際、使用した体温計を1回毎に消毒する。

- ④ 全員がマスク若しくは代用品（ハンカチ、手ぬぐいなど）を着用する。
- ⑤ 原則として、2方向の窓を同時に開けて換気を行う。エアコンを使用する際も数 cm 窓を開けて換気を行う。
- ⑥ 「密集」を避けるために、参加者同士やスタッフ同士が極端に近づかないように配席を工夫する。（ソーシャルディスタンスの確保）
- ⑦ 複数人が共同で利用したものがある場合は、それらを次亜塩素酸水を染み込ませた布巾などで清掃する。

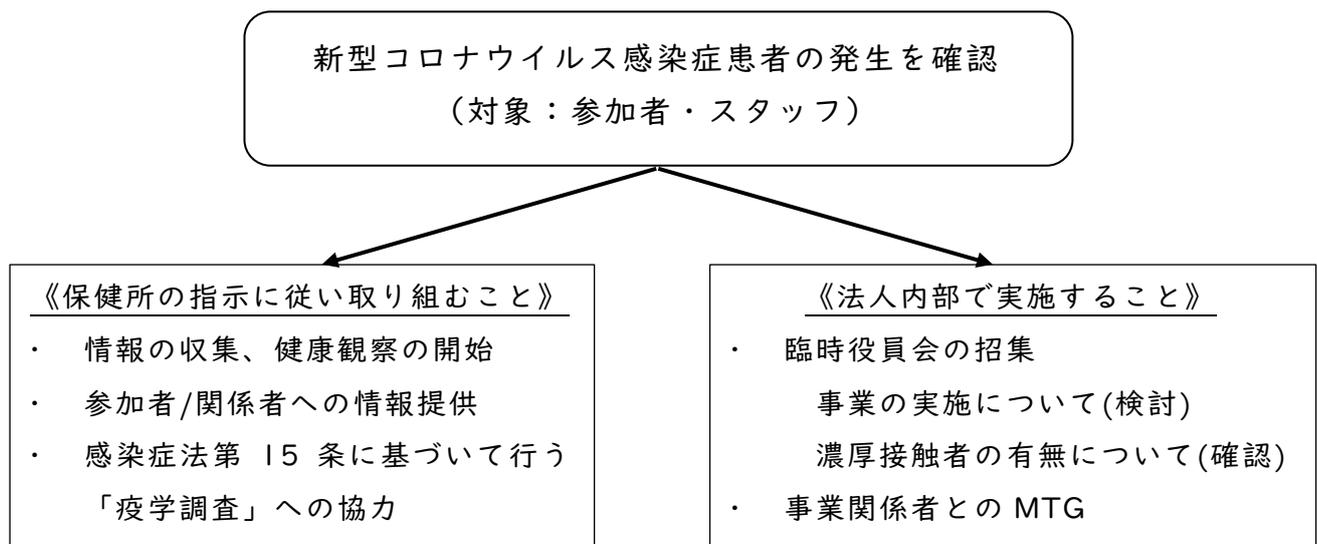
【次亜塩素酸水を用いて清掃する箇所】

清掃（消毒）箇所	清掃のタイミング	清掃の方法
ドアノブ（玄関）	・ 活動開始前と終了時（2回）	次亜塩素酸水を染み込ませた布巾などを利用して拭く
ドアノブ （各部屋・トイレ）	・ 活動開始前と終了時（2回） ・ 可能ならば、休憩時間終了後	
机	・ 活動終了時	
手すり	・ 活動終了時	
窓（クレセント）	・ 活動終了時	
部屋スイッチ	・ 活動終了時	

5 その他の活動（活動拠点を利用しない場合）

- ① 感染症発生時に接触者の割り出しを容易にするために、「参加者一覧表」などを作成する。
- ② 手洗いやアルコールを用いた消毒する。
- ③ 参加者及びスタッフには家庭で体温測定を行ってもらい、来室時にスタッフが体温測定の有無について尋ねる。体温を測ってきていない者に対しては、体温を測定する。その際、使用した体温計を1回毎に消毒する。
- ④ 全員がマスク若しくは代用品（ハンカチ、手ぬぐいなど）を着用する。
- ⑤ 原則として、2方向の窓を同時に開けて換気を行う。エアコンを使用する際も数 cm 窓を開けて換気を行う。
- ⑥ 「密集」を避けるために、参加者同士やスタッフ同士が極端に近づかないように配席を工夫する。（ソーシャルディスタンスの確保）
- ⑦ 複数人が共同で利用したものがある場合は、それらを次亜塩素酸水を染み込ませた布巾などで清掃する。

III 新型コロナウイルス感染症患者発生時の対応について



IV 新型コロナウイルス感染症患者発生時及び濃厚接触者認定時の事業実施について

1 参加者・スタッフの罹患が確認された場合

臨時役員会を開催し事業の実施について判断する。基本的な対応は次のとおり。

- ※ 罹患者と2週間以内に接触したものの参加は見合わせ、非接触者のみで事業を行う。
ただし、実施にあたっては保健所に助言をもらう。

2 参加者・スタッフの同居家族の罹患が確認された場合又は濃厚接触者と認定された場合

2週間（又は保健所が定める期間）は活動への参加を禁止する。事業については通常どおり実施をするが、地域及び学校区における感染拡大の状況などを考慮し、保健所の指示に従って対応する。

「濃厚接触者」とは（出典：新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領）

「患者の感染可能期間」（発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの間）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・ 患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護なしに患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性の高い者
- ・ その他：手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。